

下水道に流さないでください

▼問合せ 上下水道課  
☎62-0728

下水管が詰まる原因となるもの、下水処理水の質を悪化させるものは下水道に流さないでください。

- ・野菜くず・残飯・髪の毛・石鹸などの固形物、必要以上の洗剤
- ・天ぷら油などの廃油

廃油は固化化などし、処分しましょう。フライパンや食器に着いた油污はキッチンペーパーなどで拭き取ってから洗うようにしましょう。

・トイレトペーパー以外のもの

ティッシュペーパー、紙オムツ、生理用品、タバコ、ガム、ビニールなど。またトイレ用掃除シートは、トイレトペーパーと比較すると水に溶けにくいいため、できるかぎりごみとして捨てるようにしましょう。

・有害・有毒・危険物

ガソリン・シンナー・アルコール類など揮発性や引火性の高い溶剤などの危険物。下水管や汚水ますを溶かしたり、火災の原因になります。下水管が詰まると、マンホールなどから汚水が溢れる可能性があります。下水処理水の質が悪化すると、その分きれいな水になるまでに多くの費用と時間がかかります。

プレミアム付商品券の  
販売は1月末までです

▼問合せ 企業支援課  
☎62-0720

購入引換券をお持ちの方は忘れずに購入してください。

販売場所等

嵐山郵便局、志賀郵便局  
販売期間 1月31日(金)までの9時～17時(土日・祝日除く)

商品券使用可能期間

2月29日(土)まで

商品券使用可能店舗

嵐山町プレミアム付商品券加盟店舗のみ使用できます。

※使用店舗は、町ホームページ及び送付するチラシ等をご覧ください。

テレビ受信対策工事について

▼問合せ

△700MHz(メガヘルツ)テレビ  
受信障害コールセンター  
☎0120-7700-012

各携帯電話事業者が全国で新たな周波数(700MHz(メガヘルツ帯))を利用する予定です。これに伴い、町内の一部地域で、テレビ映像が乱れるなどの影響が出る恐れがあります。影響が起きる可能性が高いお宅に工

通知カードの下の交付申請書

手続方法

必要書類をお持ちになり、窓口で申請してください。カードには暗証番号(注3)を設定します。暗証番号はご提出いただく暗証番号設定依頼書に基づき職員が入力します。

カードの受け取り

本人限定受取郵便(転送不可)により、本人の住民登録地に送付します(送料は無料)。

(注1) 運転免許証、パスポート等は1点、健康保険証、年金手帳、学生証、診察券、通帳等は2点必要になります。コピーではなく原本をお持ちください。

(注2) マイナンバーカード交付申請書は役場でも発行可能です。お申し出ください。

事業者が訪問・確認のうえ実施しています。工事に関する費用は一切かかりません。

株式会社 協和エクシオ

不審に思われる場合は、「対策証」の提示を求めるとともに、コールセンターまでお問い合わせください。

平日の窓口を延長

マイナンバーカードの  
申請・交付などを行います

▼申込み・問合せ 町民課  
☎62-2154

日時 1月30日(木) 17時15分～19時  
マイナンバーカードの申請、カードの交付、電子証明書の更新業務を行います。窓口で申請用の写真撮影のサービスも行います(無料)。

事前にお電話で予約していただく必要があります。ご注意ください。平日の業務時間内に来ることが難しい方は、この機会にぜひご利用ください。



保険・年金・医療

源泉徴収票が送付されます

▼問合せ ねんきんダイヤル  
☎0570-005-11165

老齢もしくは退職を支給事由とする年金を受けている方に、日本年金機構より「公的年金等の源泉徴収票」が1月中旬から下旬に順次送付されます。

源泉徴収票に記載されている支払金額は、介護保険料・後期高齢者医療保険料等を天引きする前の金額となり、実際の支給額とは異なります。

この源泉徴収票は所得税の確定申告の際に、添付書類として必要になります。大切に保管しましょう。なお、遺族年金・障害年金を受けている方には、源泉徴収票は送付されません。

新成人のみなさんへ  
20歳になったら国民年金  
に加入しましょう

▼問合せ 町民課  
☎62-2154

国民年金は、高齢となったときだけでなく、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手がなくなったときに、働いている世代みんなで支える仕組みです。国民年金は20歳以上60歳未満の

マイナンバーカードの受け取り  
方が選べるようになりました

▼問合せ 町民課  
☎62-2154

役場窓口で申請すると  
後日カードが郵送されます

町民課窓口で申請される方はマイナンバーカードの受け取り方が選べるようになりました。申請時に本人確認書類、暗証番号をお預かりすることで、カードが本人限定受取郵便でご自宅へ郵送されます。なお、申請から発送まで1～2か月かかります。

マイナンバーカードの申請

受付窓口 町民課

申請できる方 本人のみ

※任意代理人による申請はできません。15歳未満の方や成年被後見人の方が申請する場合は法定代理人の確認書類及び付添いが必要です。

必要書類

- ・通知カード
- ・本人確認書類(注1)
- ・印鑑(認印)
- ・マイナンバーカード交付申請書(注2)
- ・本人写真(縦4.5cm×横3.5cm)
- ※写真をお持ちでない方には、無料で写真撮影します。
- ・住民基本台帳カード(お持ちの方)

方の加入が義務付けられています。

保険料は月額16,410円(令和元年度)です。口座振替や前納制度を利用することによって、保険料を割り引くこともできます。

学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な方は、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など保険料の支払を猶予する制度があります。該当する方は、町民課窓口で国民年金の加入手続きと併せて申請してください。いずれも前年所得による審査があります。納められないときはそのままにせず、まずはご相談ください。

医療費が高額になったとき

▼問合せ 町民課  
☎62-2154

医療費の自己負担が高額になったとき、所得区分に応じた限度額を超えた分が、高額療養費として支給されます。該当する世帯には診療月のおおむね3か月後に通知します。通知が届いてから、申請手続きを行ってください。その際に、診療分の領収書を確認します。大切に保管しておいてください。

また、あらかじめ「限度額適用認定証」を申請し(保険税を滞納していると交付されません)医療機関の窓口で提示すれば、窓口での支払が所得区分に応じた限度額までとなります。